

中間配当に関する取締役会決議公告

平成17年11月22日

株主各位

東京都港区東新橋一丁目9番2号
汐留住友ビル
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 里見 治

平成17年11月21日開催の当社取締役会において、第2期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の中間配当金の支払いについて、下記のとおり決議されましたのでお知らせいたします。

記

当社定款第44条の規定に基づき、平成17年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

1. 中間配当金 …………… 1株につき50円
2. 支払い請求権の効力発生日 …………… 平成17年12月12日(月)
ならびに支払開始日

以上

中間配当金関係書類『郵便振替支払通知書(銀行振込ご指定の方には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」)』は、中間事業報告書とともに、来る平成17年12月9日(金)に株主の皆様のお届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。